

## 池田町告示第159号

池田町ブドウ・ブドウ酒研究所ワインセラー貸付規程をここに公布する。

平成25年12月 9日

平成31年 4月 1日 改正

令和 元年10月 1日 改正

池田町長 勝 井 勝 丸

## 池田町規程第10号

### 池田町ブドウ・ブドウ酒研究所ワインセラー貸付規程

#### (目的)

第1条 この規程は、十勝ワインと顧客との結びつきを深めるため、池田町ブドウ・ブドウ酒研究所が設置するワインセラーを貸し付けることにより、十勝ワインの更なる発展を目指すことを目的とする。

#### (貸付対象者)

第2条 この規程によるワインセラーの貸付け（以下「貸付け」という。）の対象となる者は、第10条に規定する貸付申請の日において満20歳以上の個人とする。

#### (ワインセラーの用途)

第3条 この規程によるワインセラーは、池田町ブドウ・ブドウ酒研究所が製造したワイン、ブランデー、リキュール等（以下「十勝ワイン製品」という。）を保管するために使用するものとし、他の目的に使用してはならない。

#### (貸付区画数)

第4条 貸付けの区画数は、1人1区画とする。ただし、特に町長の承認を得たときは、この限りではない。

#### (貸付期間)

第5条 貸付けの期間は、毎年4月1日から3月31日までとし、年度の途中で貸付けを決定した場合は、当該年度の末日までとする。ただし、貸付けを受けた者（以

下「利用者」という。)が貸付期間終了後も引き続き貸付けを希望し、町長がこれを認めたときは、貸付期間を更新することができる。

(開設時間等)

第6条 ワインセラーの利用時間及び休止期間(以下「開設時間等」という。)は、次のとおりとする。ただし、町長が特別な事情があると認めたときは、開設時間等を臨時に変更することができる。

(1) 利用時間

ア 月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。) 午前10時から午後4時まで

イ 土曜日、日曜日及び休日 町長が別に定める時間

(2) 休止期間 12月29日から翌年の1月3日まで

(製品の入出庫等)

第7条 利用者がワインセラーに保管した十勝ワイン製品を閲覧し、若しくは入庫し、又は出庫する際は、あらかじめ町長が別に定める日までに申し出なければならない。

2 十勝ワイン製品の入庫又は出庫は、利用者が自ら行うものとする。ただし、町長が特別の事情があると認める場合においては、町職員に入庫又は出庫を行わせることができる。

(募集の方法)

第8条 貸付けの募集は、町が発行する広報紙及びホームページ等による一般公募とし、残余区画が生じた場合は、随時受け付けるものとする。

(貸付けの申請)

第9条 貸付けを受けようとする者は、あらかじめ町長にワインセラー貸付申請書(別記様式第1号)を提出しなければならない。

(選考及び決定)

第10条 町長は、前条の規定により申請があったときは、貸付けの可否を決定し、その結果をワインセラー貸付(更新)可否決定通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

2 前条の規定により申請をした者の数が募集をした数を上回る場合は、抽選により貸付けの可否を決定するものとする。

3 町長は、前2項の規定により貸付けを決定した場合は、利用者と貸付けに関し、

賃貸借契約を締結するものとする。

(貸付けの制限)

第11条 町長は、貸付けを受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき  
は、貸付けを認めないものとする。

(1) ワインセラーを損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(2) 他の利用者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(3) その他ワインセラーの管理上支障があると認められるとき。

(貸付料等)

第12条 ワインセラーの貸付料は、1区画当たり年額6,600円とする。ただし、  
貸付期間に1年に満たない端数がある場合の当該端数期間の貸付料は、月割をもつ  
て計算する。この場合において、1月に満たない端数がある場合は、これを1月と  
して計算する。

2 町長は、利用者が第7条第2項ただし書の規定により町職員に入庫又は出庫を行  
わせたときは、当該事務に係る実費として、1回につき1,100円を徴収するも  
のとする。

(還付)

第13条 利用者が納付した貸付料等は、還付しないものとする。ただし、町長が特  
に必要と認めるときは、この限りでない。

(目的外利用等の禁止)

第14条 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) ワインセラーを改造すること。

(2) 営利を目的として十勝ワイン製品を保管すること。

(3) 貸付けに係る権利を譲渡し、又は転貸すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、他の利用者に悪影響を及ぼすおそれのある行為  
をすること。

(貸付けの取消し等)

第15条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、貸付けの決定を  
取り消すことができる。

(1) ワインセラーを貸付けの目的外に使用したとき。

(2) この規程又はこの規程に基づき定める事項に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正の手段により貸付けを受けたとき。

(4) 天変地異その他の避けることのできない理由により必要があると認められるとき。

(5) 貸付料等を指定する日までに支払わないとき。

(6) その他町長が特に必要があると認めたとき。

2 町長は、前項の規定により貸付けの決定を取り消す場合は、ワインセラー貸付取消通知書（別記様式第3号）により、利用者に通知するものとする。

(免責事項)

第16条 町長は、天災その他不可抗力により生じた損害又は事故に対しては、賠償しないものとする。ただし、町が加入する保険等で補償が可能な事項についてはこの限りではない。

(損害賠償)

第17条 利用者は、故意又は過失によりワインセラーの設備等を損傷し、又は滅失したとき、原状回復等に要する費用及びこれによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があるとき、この限りではない。

(委任)

第18条 この規程の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年度における貸付けに係る第12条の規定の適用については、同条第1項中「6,480円」とあるのは「6,300円」とし、同条第2項中「1,080円」とあるのは「1,050円」とする。

別記様式第1号（第9条関係）

受付番号
受付印

池田町ブドウ・ブドウ酒研究所ワインセラー貸付申請書

年 月 日

池田町長 様

下記のとおり、池田町ブドウ・ブドウ酒研究所ワインセラーの利用を申請します。なお、記載事項が事実と相違する場合は、決定された貸付けを取り消されても異議を申しません。

記

申込者	住 所	(フリガナ) _____
		(〒 _____ )
	氏 名	(フリガナ) _____
		⑩ (生年月日 年 月 日 歳)
貸付申込期間		年 月 日から 年 月 日まで
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	

(注意) 生年月日を確認できる書類を添付すること。

別記様式第2号（第10条関係）

池田町ブドウ・ブドウ酒研究所ワインセラー貸付（更新）可否決定通知書

第 号  
年 月 日

様

池田町長

印

年 月 日付けで申請のあった池田町ブドウ・ブドウ酒研究所ワインセラーの貸付けの可否について決定したので、池田町ブドウ・ブドウ酒研究所ワインセラー貸付規程第10条第1項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 貸付けの可否

可・否（理由： ）

2 貸付け決定の内容

貸付区画番号	
貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで
遵守事項	1 貸付けに係る権利を譲渡し、又は転貸しないこと。 2 十勝ワイン製品以外のものを保管しないこと。 3 営利を目的とした利用をしないこと。 4 貸付料等は指定する日までに支払うこと。 5 ワインセラーの施設、設備等を損傷しないこと。 6 他の利用者に迷惑を及ぼす行為はしないこと。
留意事項	1 町は天災その他不可抗力によって発生した損害又は事故に対しては、その責めを負いません。ただし、町が加入する保険等で補償が可能な事項についてはこの限りではありません。 2 利用者が故意又は過失によりワインセラーの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければなりません。

別記様式第3号（第15条関係）

池田町ブドウ・ブドウ酒研究所ワインセラー貸付取消通知書

第 号  
年 月 日

様

池田町長 ⑩

年 月 日付け第 号をもって決定した池田町ブドウ・ブドウ酒研究所ワインセラーの貸付けについて、下記の理由により取り消したので、池田町ブドウ・ブドウ酒研究所ワインセラー貸付規程第14条第2項の規定により通知します。

記

理由